

入札説明書

令和5年5月17日付けで公告した一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者

青森県知事

2 入札に付する事項

- (1) 品名 白バイ
- (2) 数量 2台
- (3) 規格等 仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和6年3月15日
- (5) 納入場所 仕様書のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

オ 競争入札参加資格者名簿に登録された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

カ 営業品目（N02 バイク類）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は2(1)に掲げる物品と同一の種類の商品について、過去5年の間に納入実績があることを証明した者であること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書（第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。）を持参又は郵便により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認結果通知書（第5号様式）により通知する。

- ア 提出期限 令和5年5月29日 12時00分
イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県出納局会計管理課物品調達グループ
ウ 提出部数 1部

4 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項等を示す場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。
(2) 契約条項等を示す期間 令和5年5月17日から同年6月2日まで

5 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)を持参、郵便又はファクシミリにより提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

- (1) 提出期限 令和5年5月26日 12時00分
(2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

6 一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。
(2) 一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札及び開札に関する事項

- (1) 日時 令和5年6月5日 13時30分
(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県庁舎 会計管理課入札室

- (3) 入札保証金 免除する。
(4) 入札に関する注意事項

ア 委任代理人が入札するときは、委任状(既に有効な期間委任状を提出している場合は提出不要である。)を入札日時(郵便による入札にあっては、入札書の提出期限)までに提出すること。

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書(第4条第8項及び第6条(B)を除く。)を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL(アドレス)から入手できる。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/suito/keiri/buppin-bunsho.html>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

(ア) 入札年月日

(イ) あて名は、「青森県知事」とする。

(ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印(個人の場合は、住所、氏名及び印)

(エ) 入札金額

(オ) 品名

(カ) 数量等

エ 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 入札書の提出方法

持参又は郵便による。持参の場合は7（1）及び（2）に定める日時及び場所に提出するものとする。郵便により入札書を提出する場合は、次により行うこととし、提出期限までに提出しなかった入札書については無効として取り扱うものとする。

（ア）入札書の提出にあたっては、二重封筒による書留郵便とし、会計管理課長あて親展とすること。

（イ）中封筒には入札書を入れて封印の上、あて名（「会計管理課」御中）、入札件名（入札に係る物品の名称）、入開札期日及び入札書の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記入すること。

（ウ）表封筒には「令和5年6月5日開札、件名（入札に係る物品の名称）入札書在中」と朱書きすること。

（エ）提出期限 令和5年6月2日 17時00分（必着）

カ 入開札は、入札書又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札書又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

キ 入札執行回数は、原則として、2回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

ク 1回目の入札において落札者となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、郵便による入札を行った者があるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、直前の回の最低入札金額を通知して、再度の入札を行う。

ケ 1回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は再度入札には参加できないものとする。

コ 再度入札において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

サ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

シ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

ス 郵便による入札をした者が落札者となったときは、その旨を書面により通知するものとする。

（5）入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（6）落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 契約に関する事項

（1）契約書（案） 別紙のとおり

（2）契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

9 問合せ先

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担 当 主査 笠井 悠美

電 話 017-734-9078

ファックス 017-734-8019

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

(委任代理人

⑨)

入 札 書

金 額 (税抜)	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

品 名 白バイ

数 量 2台

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

令和 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

担当者氏名

連絡先

入札説明書等に関する質問書

公 告 日	令和5年5月17日
品 名	白バイ
質 問 事 項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先

一般競争入札参加資格確認申請書

令和5年5月17日付けで公告した一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 品 名 白バイ

2 業者番号及び等級格付

(業者番号： 、等級格付：)

3 登録営業品目

4 申請日現在の指名停止措置の有無

有 ・ 無

5 誓約事項

次の各号について、誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 青森県財務規則第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者(更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

- 2 知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

納入実績証明書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

令和5年5月17日付けで公告した一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1 品名 白バイ

2 過去5年間の納入実績（同一の種類の商品を含む。）

メーカー名	機種	規格	納入年度	納入先	納入数量	備考

3 添付書類

契約書（写）その他実績を確認することができる書類

殿

青森県出納局会計管理課長 印

一般競争入札参加資格確認結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

記

1 品名 白パイ

2 入札参加資格の有無

有

無（理由 ）

※ 入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して2日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、説明を求めることができます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(参考様式)

委 任 状

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所

商号又は名称

職氏名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 白バイ

入札（見積り）期日 令和5年6月5日

入札（見積り）場所 青森県庁舎 会計管理課入札室

仕様書最終確認

岡田 裕紀
017-723-4211
(内 2673)

白バイ仕様書

青 森 県

白バイ仕様書

第1 仕様総説

- 1 この車両は、交通の指導取締り等に使用する自動二輪車であって、この仕様書に示す諸装置を備え、かつ構造堅牢で性能良好なものとし、「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）」を満足するものであること。
- 2 受注者は、この仕様書に基づき別紙1に示す全体図等、1部を発注者に提出し、承認を受けること。

第2 車台及び車体

- 1 オンロードタイプの自動二輪車であること。
- 2 ハンドル形状は、前傾・後傾姿勢とならないものとする。
- 3 標準車両用メーターパネル付近には、後述するストップ装置付デジタル式スピードメーターを取り付けるためのスペースを確保すること。
- 4 メーター部には次の表示を整備すること。
 - (1) ストップ装置付速度取締用速度計
 - (2) 走行用速度計
 - (3) 方向指示器作動表示灯／非常駐車灯
 - (4) 前照灯点灯表示灯
 - (5) ニュートラルインジケーター
 - (6) 油圧警告灯
 - (7) 無線機コール表示灯
 - (8) ABS警告灯
 - (9) 時計
 - (10) 燃料計
 - (11) 走行距離計
 - (12) 測定速度計停止表示灯
 - (13) 水温警告灯
 - (14) 警光灯点灯表示灯
 - (15) エンジン警告灯
 - (16) 後部警光灯表示灯
 - (17) エンジン回転計
 - (18) トリップメーター
- 5 走行安定性確保のため、フルフェアリング又はハーフフェアリングとすること。
- 6 座席は1人用とし、リヤステップは取り外すこと。
- 7 リヤフェンダーは、タイヤ覆い部の大きいものとする。
- 8 ハンドル部に取り付ける各スイッチ類は、極力ハンドルグリップ近くに配置し、操作に無理のないようにすること。

- 9 ステップ先端には、車体の最大傾斜角が感知できる金属片を取り付けること。
- 10 センタースタンド及びサイドスタンドを装備すること。
- 11 サイドスタンドが出ている場合に、変速ギヤを入れるとエンジンが自動的に停止すること。
- 12 腐食防止塗装を施した鋼管製バンパーを、前方左右、後方左右（後方三方向も可）に取り付けること。
- 13 メインスイッチは、ストップ装置付デジタル式スピードメーターが作動中でもキーが抜ける構造であること。
- 14 後述する指定装置を取り付けることを考慮し、十分な容量の発電機及びバッテリーを装備すること。
- 15 エンジンの放熱により、乗車中の乗務員が火傷等を負うことのないように工夫すること。
- 16 ブレーキは前輪にダブルディスクブレーキ、後輪にシングルディスクブレーキ同等以上とし、かつ、アンチロックブレーキシステムを装備すること。
- 17 後述する架装を施すことにより、直進走行等でハンドルがぶれる事のないように工夫すること。

第3 主要諸元

別紙2のとおり。

第4 指定装置

1 ストップ装置付デジタル式スピードメーター

標準車両用スピードメーターのほかに、ストップ装置付デジタル式スピードメーターを取り付けること。

(1) ストップ装置付デジタル式スピードメーターは、標準車両用スピードメーター及び各種メーターと併置し、見やすい角度で取り付けること。

(2) ストップ装置付デジタル式スピードメーターの規格は、次のとおりとする。

ア ストップ装置付デジタル式スピードメーターは、各種メーターの中央に他の文字より大きく表示し、表示部の周囲は赤色枠で表示すること。

イ 文字の表示色は淡灰色地に黒色文字とし、5 km/hから180 km/hの間を1 km/h毎に表示すること。

ウ メーター表示は、任意の速度で確実に停止できるものとし、エンジンを停止してもメータースイッチを断にしなければ復元しないものとする。

エ メーターの表示値は、40 km/hから160 km/hの範囲において、各速度の「-1 km/h~-3 km/h」の間にセットすること。

オ メーターにはプリンター機能を備え、速度、年月日及び時刻を表示できるものとする。

なお、年月日表示は納車後10年間の表示が出来るものとし、時刻の表示形式は、0:00を初期値とする24時間表示とする。

(3) メーター用ケーブル及び配線は、容易に損傷しないようにすること。

(4) ストップ装置付デジタル式スピードメーターのスイッチは、後述5によること。

2 無線機取付装置

- (1) 無線機取付装置を設けること。
- (2) 無線機取付台は、リヤフェンダー上部とする。
- (3) 空中線受け台は、無線機取付台後部とする。
- (4) ブレストークスイッチ取付板は、ハンドル左グリップとする。
- (5) コールランプは、スピードメーター付近とする。

3 アンプ式サイレン

- (1) 前方左右のバンパーに、アンプ式サイレン（拡声装置付き）を吊下式に取り付けること。
- (2) アンプ式サイレン・スピーカー及びマイクロホンは、関係法規に適合するもので、当警察本部の承認したものとする。
- (3) アンプ式サイレンのスイッチは、後述5によること。
- (4) 無線機を使用する際、アンプから雑音等の不要な信号が出力されない構造とすること。

4 警光灯

- (1) 左右のフロントバンパー上部に警光灯、後部両サイドバック間の発注者が指示する部位に伸縮式ポール付警光灯を取り付けること。
なお、警光灯は、防眩仕様であること。
- (2) 警光灯は、関係法規に適合するもので、発注者の承認したものとする。
- (3) 警光灯のスイッチは、後述5によること。

5 スイッチ関係

- (1) 指定装置のスイッチは、右ハンドルグリップ付近に取り付けること。ただし、伸縮式ポール付警光灯用のスイッチは、別に発注者の承認を受けたハンドル廻りに取り付けること。
- (2) スイッチは、一体組込み構造とし、基本配列は次のとおりとする。
OFF・・・断（停止）
1 段目・・・前部警光灯点灯
2 段目・・・前部警光灯点灯及びスピードメーターストップ
3 段目・・・前部警光灯点灯、スピードメーターストップ及びサイレン吹鳴
なお、3 段目スイッチは、スイッチを離した状態で自動的に2 段目に復帰する構造とする。
- (3) サイレンが自動吹鳴するスイッチを、発注者の承認を受けたハンドル廻りに設けること。

6 サイドバック

- (1) リヤ左右鋼管製バンパー後部に、容量5 L以上の鍵付き樹脂製サイドバックを取り付けること。
- (2) サイドバックの蓋はストッパー付きとすること。
- (3) サイドバックの両側面に黒字で「POLICE」と左横書きで表示すること。

7 非常駐車灯（ハザード）

駐車時の追突防止用に非常駐車灯を装備すること。

8 グリップヒーター

ハンドルには、グリップヒーターを取り付けること。

第5 塗色及びメッキ

1 塗色は指定色の全光沢とする。

2 メッキは、上質に施し、はがれ、傷等の無いものであること。

第6 付属品

次のものを付属すること。

1 バックミラー 2 個

2 止金具付き書類箱 1 個

3 標準工具 1 式

4 取扱説明書 1 部

第7 納入場所及び納入数量

1 納入場所

青森県青森市大字三内字丸山198-4

青森県警察本部交通機動隊

2 納入数量

2 台

第8 納入期限

令和6年3月15日(金)

第9 その他

1 この仕様書により難しい事項及び定めのない事項については、発注者と協議し、承認を受けること。

2 納入車両は「登録済み」のものであって、登録から納入に要する一切の経費は受注者の負担とする。ただし、重量税及び自賠責保険料は除く。

別紙 1

白バイ提出図面内訳

- 1 全体図（指定部品等取付け位置表示）
- 2 運転者席付近配置図（スイッチ等を含む）
- 3 諸元表

別紙 2

白 バ イ 諸 元 表

項 目		単 位	諸 元
寸 法	車両全長	mm	2, 250 以下
	車両全幅	mm	960 以下
	車両全高	mm	1, 440 以下
	軸間距離	mm	1, 550 以下
	最低地上高	mm	140 以下
	シート高	mm	815 以下
重 量	車両重量	kg	320 以下 (指定装置を含む)
	乗車定員	名	1
	車両総重量	kg	375 以下 (指定装置を含む)
性 能	最高速度	km/h	180
	最小回転半径	mm	3, 200 以下 (左右差250mm以内)
機 関	型 式		4サイクル・液冷
	総排気量	cc	900級以上
	最高出力	kw	概ね70以上
	燃料タンク容量	ℓ	概ね20
走 行 装 置	クラッチ		湿式多板式
	変 速 機		常時噛合式リターン
	操作方法		足動式
	減速比		※備考1

備 考

- 1 マラソンの先導等で、長時間低速走行した場合でも、エンジン等がトラブルを生じない工夫を施すこと。
- 2 高速走行後のアイドル時においてもエンジン等がトラブルを生じない工夫を施すこと。
- 3 急発進、急加速及び急停止した場合であっても、操作の安定性を確保できるように工夫を施すこと。
- 4 最低地上高は、段差等を通る際に車体が路面にあたらない程度とすること。

物 品 売 買 契 約 書 (案)

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、第2条()及び第11条()を除く。）契約を締結した。

(売買物品及び売買代金)

第1条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

(1) 物品の名称等

- ア 名 称 白バイ
イ 数 量 2台
ウ 規 格 等 別紙仕様書のとおり

(2) 金 額 円.

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円.)

(契約保証金)

第2条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

(売買物品の納入等)

第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

(1) 納入期限 令和6年3月15日

(2) 納入場所 別紙仕様書のとおり

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第1項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なく発注者に書面により理由を付して通知しなければならない。

(売買物品の検査等)

第4条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものと

する。

2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5 前条第2項及び第3項並びに前各項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(権利の譲渡等の制限)

第7条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(遅延利息)

第8条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金(既納部分に係るものを除く。)の額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除することができる。

(契約不適合責任)

第9条 受注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償(以下「履行の追完等又は損害賠償」という。)の責めを負うものとする。ただし、当該契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の履行の追完等又は損害賠償の請求は、発注者がその契約不適合の事実を知った時から1年以内に受注者にその旨を通知して行わなければならない。

(契約の解除)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかったとき。ただし、発注者の責めに帰する理由によるときはこの限りでない。
- (2) 第7条の規定に違反して、代金債権を譲渡したとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。
- (4) 第3条第1項の納入期限までに物品を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (5) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第4号の規定に基づき発注者が解除したものとみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(契約保証金の帰属)

第11条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第11条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 第8条第2項の規定は、前項の違約金を徴収する場合に準用する。

(損害賠償)

第12条 発注者は、第10条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第13条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(紛争の解決方法)

第14条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

2 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議事項)

第15条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

受注者

印

発注者 青森県知事 三村申吾

印

別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。